各 位

会社名和 田 興 産 株 式 会 社代表者代表取締役社長 高 島 武 郎
(コード番号8931)問い合わせ先執済政治企画派 黒 川 宏 行電話番号078 (361) 1510

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 22 日開催の取締役会において、2022 年 5 月 27 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由等

「会社法の一部を改正する法律」に規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 14 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2)変更案第 14 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3)変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	
<u>なし提供)</u>	
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	<削除>
総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書	
類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務	
省令に定めるところに従いインターネットを利用	
する方法で開示することにより、株主に対して提供	
したものとみなすことができる。	

<新設>

<新設>

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部又は一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。

附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

- ① 現行定款第14条 (株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削 除及び変更案第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生 ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末ま での日を株主総会の日とする株主総会につ いては、現行定款第14条はなお効力を有す る。
- ③ 本附則は、2023年3月1日又は前項の株 主総会から3か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月27日 (予定) 定款変更の効力発生日

2022年5月27日(予定)

以上